



金 沢 市 公 報

第 2 9 7 3 号

令和元年(2019年)6月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について (")	4
●告 示			
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	●監査委員告示	
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○包括外部監査人の監査の事務を補助する者に ついて (監査事務局)	4
●公 告		●監査公表	
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	3	○監査公表(第2号) (監査事務局)	4
●選挙管理委員会告示		●消防局告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	3	○消防車のサイレンの使用について(消防総務課)	5
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について(")	3	●公営企業告示	
○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の 場合における署名者の最低数について (")	3	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	5
○合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について (")	4	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	6
		●病院事業告示	
		○平成31年病院事業告示第4号(金沢市立病院 に附置する駐車場の使用料の徴収事務の委託 について)の変更について (市立病院事務局)	6

告 示

●金沢市告示第46号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営竪町自転車駐車場
- 金沢市営竪町第2暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 93台
 - 原動機付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和元年5月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市此花町3番2号
 - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和元年6月11日から同年9月10日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第47号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	4台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
千日町地内	自	転	車	1台
松村町地内	自	転	車	1台
保古1丁目地内	自	転	車	1台
問屋町2丁目地内	自	転	車	1台
西泉5丁目地内	自	転	車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和元年5月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
令和元年6月11日から同年12月10日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年6月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市乙丸町丙54番1及び54番3から54番9まで	金沢市八日市4丁目308番地 株式会社アイランドホーム 代表取締役 島畑 則子	道路 金沢市乙丸町丙54番1

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,538人

●金沢市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,621人

●金沢市選挙管理委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,621人

●金沢市選挙管理委員会告示第5号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,538人

●金沢市選挙管理委員会告示第6号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,811人

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第1号

包括外部監査人塚崎俊博の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	黒	沢	和
金沢市監査委員	山	本	由
			起
			子

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
窪田 隆之	石川県金沢市南森本町105番地39
木戸 正裕	石川県白山市相木3丁目16番6号
深澤 智士	石川県金沢市彦三町2丁目5番35号
田嶋 隆大	石川県金沢市千木町106番地
細見 孝次	石川県金沢市富樫2丁目5番41-5号
大貫 一	石川県金沢市京町8番18号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和元年6月11日から令和2年3月31日まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年6月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲
金沢市監査委員	黒	沢	和
			規

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成31年4月24日
- (2) 措置を講じた部局等 農林水産局森林再生課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成31年4月11日(平成31年監査公表第6号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>AEDの日常点検の実施等について</p> <p>AEDは常に使用ができる状態にしておくよう、日頃から点検を適切に行うことが重要である。</p> <p>今回の監査の結果、日常点検の回数、点検担当者、点検記録について、平成21年4月16日付け厚生労働省通知に基づいた適切な点検が実施されていない施設も見受けられた。AEDが実際に使用されることは非常に稀であるが、常に良好な状態で使用できるよう日頃の管理が重要であることから、点検担当者を配置し、適切な日常点検の実施や点検結果の記録を行うよう努められたい。</p>	<p>指摘のあったAEDについては、担当者を決めて毎日点検を行っていたが、点検結果の記録は残していなかったため、業務チェック表の項目にAEDの点検欄を追加し、記録を行うよう改善した。今後も適切なAEDの管理に努めていく。</p>

消 防 局 公 告

金沢市消防団連合検閲を実施するため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和元年6月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

場 所 金沢市営陸上競技場～泉が丘～城南通り～寺町1丁目交差点～不老坂～犀川左岸

日 時 令和元年7月7日（日） 午前9時30分から午前10時まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 平成31年2月1日から同年4月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 60,390円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 53,530円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 60,150円

2 原料価格変動額 29,300円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 60,150円（1トン当たり平均原料価格）＝ 29,300円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額

算式 基準単位数料金の額－29,300円（原料価格変動額）/ 100円×0.082円

この結果、令和元年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から24.03円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 平成31年2月1日から同年4月30日までの平均原料価格
1トン当たり 53,530円
- 2 原料価格変動額 32,800円
算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 53,530円（1トン当たり平均原料価格）＝ 32,800円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－32,800円（原料価格変動額）/ 100円×0.204円
この結果、令和元年7月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から66.92円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

病 院 事 業 告 示

●金沢市病院事業告示第1号

平成31年病院事業告示第4号（金沢市立病院に附置する駐車場の使用料の徴収事務の委託について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和元年6月11日

金沢市病院事業管理者 高 田 重 男

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	理事長 川原 利治	理事長 桶川 秀志	令和元年5月30日

令和元年(2019年)6月11日 印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)6月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄